

1 日 時

平成 24 年 3 月 28 日（水） 13:00～15:00

2 場 所

総務省統計局 6 階特別会議室

3 出席者

委 員：浅見泰司座長、石坂公一委員、竹内一雅委員、松本暢子委員、山田育穂委員
オブザーバー：小幡裕子（東京都総務局統計部人口統計課長）、杳澤隆司（国土交通省総合政策
局情報政策課建設統計室長）、西川智（同土地・建設産業局土地市場課長）、首
藤祐司（同住宅局住宅政策課長）

総 務 省：須江統計調査部長、水上調査企画課長、河野調査企画課調査官、木村地理情報室
長、三上国勢統計課長

(独)統計センター：羽淵製表部管理企画課長

4 議 事

- (1) 調査票様式について
- (2) 集計事項について
- (3) 標本設計、被災地の調査方法等について
- (4) その他

5 議事要旨

○資料に基づき事務局から説明を行い、議事ごとに意見交換が行われた。主な意見は以下のとおり。

(1) 調査票様式について

- ・世帯が土地を相続したと認識していない場合、調査票に回答結果が反映されないと思われる。
→調査に当たっては、相続による取得でも所有していることとなる旨を世帯が理解できるように強調したい。
- ・土地の面積については、現在の案で適切にとらえることが可能と思われる。また、ワーディング等の細かい点については別途相談させてほしい。
- ・「台所、トイレ、浴室、洗面所」は、住宅設備の基礎的な情報であり、ハウスシェアの状況を把握する観点から、調査をお願いしたい。
→各設備の設置状況からハウスシェアの状況を正確にとらえることは困難だと考える。ハウスシェアを把握するためには、主世帯と同居世帯の別を的確にとらえることが重要であると考
えている。
- ・「震災による転居の有無」の、「住宅に住めなくなった」には、住宅への直接被害だけではなく、
例えば、(住宅が物理的には被害を受けていなくても) 職場が無くなったために転居するような
場合も含まれると記入者に判断されてしまうケースも考えられる。また、「台所」の選択肢に追
記する「LDKの別」についても、「DK」の他にリビングがある場合に、同様のケースが想定
される。各事項について世帯が正しく理解した上で回答できるよう配慮してもらいたい。
→調査票に注記できるスペースには限りがあるので、「記入のしかた」において選択肢に含ま
れる範囲を記載するなどして対応する予定である。
- ・調査票乙の「現住居以外の土地」について、第 5 面（イ）で世帯が所有する土地の区画別、市
区町村別の総数を記入する欄の隣に、6 面以降で宅地や農地・山林を所有する場合の記入のし
かたが配置されており、当該記入のしかたがすぐ左側の区画数等を書く際の注意であるかのよ
うに誤解されるのではないか。
→世帯がより理解しやすいよう記載を検討する。

(2) 集計事項について

集計に関する基本的な考え方

- ・平成20年調査の結果の公表において、15年調査と比較して結果表数を約半分に削減した上で若干、公表時期を早めたことについてどう評価しているか。
→追加集計を導入して集計事項を広く募ったところ、削減された結果表の復活と言えるものが60数表あり、実際にニーズがあるものは集計されたと考える。大幅に削除したことで特に問題があったとは考えていない。時間、人手などリソースが限られる中、早期公表の要請があることも考慮すれば、利用がほとんど見込まれない結果表を当初集計に含めることは難しい。
- ・公表時点における必要性の観点から作成する結果表の検討、絞り込みを行うことは重要であるが、過去の調査結果について、事後的に結果表を作成することは困難であるため、アーカイブ的な観点から幅広く結果表を作成してもらいたい。
→結果表作成には統計委員会での検討を経る必要もあるが、実施者側に様々なリソースの制約がある中で結果表を新規に追加するのであれば、当該結果表が実際に広く使われるという見込みを持っておくことが必要である。
- ・追加集計は一般の利用者からは敷居が高く、実際は要望したくとも躊躇する面があると思われるので、その点に留意しつつ作成する結果表を検討してもらいたい。
→新たな結果表について、政策上の必要性や想定される活用方法があれば、具体的にご提示いただくと当該結果表の可否等を検討しやすい。
- ・作成する結果表数に限度があることは理解できるが、調査票情報の二次利用に当たっては、申請の準備、手続きに相応の労力が必要となるため、結果表の削減は慎重に行い、結果表作成の要望にはできるだけ応じてもらいたい。
→回答者負担の増加に直結する調査事項の増加とは違うが、作成する結果表を増やすことは実施者側のリソースが必要になることから、利用見込みの有無にとらわれず様々な結果表をラインアップしておけば誰かが使うであろうという対応は難しいことをご理解いただきたい。

結果表に関する主な要望について

- ・分譲マンションの集計について、現在の調査事項からの集計では、分譲マンションを購入した人が他人に賃貸している世帯の住宅を把握できないことから、的確な把握は困難であると考えられる。分譲マンションについての調査を行ってほしい。
→前回の研究会において、マンションの分譲・賃貸の別は調査員による把握が困難であるため調査事項には採用しない旨結論を得ているところであり、現在の整理を維持するものとする。
- ・分譲マンションの棟数などは、行政情報などにより地方公共団体がある程度把握していると思われる。当該情報を保有している地方公共団体の部署が建物調査票に補記するなどの方法で把握することも検討の余地があるのではないかと。
→全国的な把握の可否や必要性等についての整理が必要である。
- ・空き家属性（民営・公営等）に関する結果表を作成してほしい。
→共同住宅、長屋建の空き家と同じ棟に居住する世帯の調査結果を利用した推計となるため分析的な色彩が強く、質問事項に対する回答を積み上げて作成する当初集計の体系にはなじまない面があり、基幹統計の当初集計の結果表としては適さないと考えている。
- ・平成20年調査の追加集計で作成された結果表は、今回も作成してほしい。また、住宅ストックと実際のニーズのミスマッチを分析する観点から、世帯の年代・構成と住宅の基本属性との関係が把握できる結果表の作成をお願いしたい。住宅・土地統計調査では、高齢者関係の結果表が充実している一方、若年世帯に関する結果表が手薄な印象を受ける。20代前半の世代の居住環境について把握できるような結果表を充実させてほしい。
→次回研究会において集計事項の案を示し検討いただく予定である。その際にあらためて、具体的な要望、意見をいただきたい。

調査票情報の二次利用について

- ・統計法第 33 条に基づく調査票情報の二次利用については、現在、テキストデータ形式により提供を受けているが、データ編集の負担が大きいので、CSV形式での提供を行ってほしい。
→当調査に限った問題ではないため、ご要望については統計局内の二次利用担当課に連絡することとしたい。

(3) 標本設計、被災地の調査方法等について

標本設計について

- ・資料 4 に掲載しているグラフによると、調査区の抽出方法の変更により、国勢調査の調査区数が少ない市区町村においては若干精度が向上するようにみえる。このように方法を変更することで、平成 20 年調査においては個別に表章されていない人口 1 万 5 千人未満の町村を表章することにするのか。
→資料 4 に掲載しているグラフは、結果表章を行っている市区町村についてイメージ化したものである。人口 1 万 5 千人未満の町村を結果表章しようとする、サンプルを大きく増やす必要があり、地方事務への負担や予算に一定の制約があることを考えると対応が困難である。

被災地域における標本設計について

- ・仮設住宅を調査対象から除外した場合、仮設住宅の入居者の「世帯全員の 1 年間の収入」などの世帯に関する情報が把握できないことになるが、結果利用上支障はないか。
→仮設住宅の入居世帯に係る一定の情報は地方公共団体で把握しており、この調査により把握する必要性は低いと考える。
- ・行政機関において仮設住宅の住宅情報を把握していても、その情報を入手することは困難であるので、入居者の情報をこの調査において把握する意義はあると考える。
- ・阪神・淡路大震災において仮設住宅に調査を行ったのであれば、今回も同様に行ってはどうか。
→東日本大震災は阪神・淡路大震災と比較して被害規模がかなり大きく、原子力発電所の事故も発生しているので、状況は大きく異なると思われる。特に、見た目では住宅に被害がないのに仮設住宅への避難を強いられている被災者の心情に配慮しなければならない。
- ・被災地、被災者に関する復興計画策定の観点から結果表を作成する必要はないか。
→現在のところ、国土交通省などから復興計画の基礎資料として住宅・土地統計調査の結果の利用に関する特段の要望はない。
- ・住宅の「腐朽・破損の有無」について、東日本大震災による住宅の被害状況とそれ以外の腐朽・破損等を分けてとらえられないか。
→住宅・土地統計調査では正確に把握することができない。調査実施までの間に住宅の修復や建て替えが行われることを想定すると、住宅の改修工事等の結果数値の動きには表れるのではないかと考えられる。
- ・仮設住宅が調査対象外になる場合、住生活総合調査における支障はないのか。
→現状では、仮設住宅の入居者に対する調査は考えていないが、検討してみたい。

津波等の被害が甚大な地域について

- ・津波による被害地域の住宅ストックを把握したいので、調査が可能な地域は極力調査してほしい。安全な調査活動を確保できない地域とは、具体的にどのような地域を想定しているのか。
→立ち入りができない地域、調査区内が地盤沈下して水が引かない地域、調査区の境界線である道路が流失している地域などで、物理的に調査ができない地域を想定している。

6 その他

次回研究会は 5 月下旬から 6 月上旬の間に開催することで了承された。

<文責：事務局（今後、修正することがあります。）>

以 上